

江 差 追 分 会 慶 弔 内 規

(目的)

第1条 追分会会員、有資格者、支部等における慶弔事について、次のとおりこれを行う。

(慶弔の種別)

第2条 慶弔の種別及び対応区分は、次のとおりとする。

2 次に掲げる祝慶事にあたり追分会の意を表し、祝金を送る。

- (1) 追分会支部及び地区運営協議会の記念大会・・・祝花
- (2) 追分会名誉、上席、正師匠及び師匠資格昇格祝賀会・・・祝電、祝花
- (3) 江差追分全国大会優勝祝賀会・・・・・・・・・・・・祝電、祝花
- (4) その他会長が特に必要と認めた場合・・・・・・・・・・会長が別に定める（別表）
- (5) 上記祝慶事に追分会会長、副会長、常務理事等の役員が出席する場合、祝電は省略する。

3 次の者が物故した時、追分会の弔意を表し弔慰金を送る。

- (1) 名誉会長、顧問、相談役、会長・・・10,000円 別に供花、弔電、弔辞
- (2) 副会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円 別に供花、弔電、弔辞
- (3) 理事（師匠会副会長、理事含む）・・・ 5,000円 別に供花、弔電
- (4) 監査役・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円 別に供花、弔電
- (5) 歴代優勝者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円 別に供花、弔電
- (6) 支部長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円 別に供花、弔電
- (7) 名誉、上席師匠及び正師匠・・・・・・・・10,000円 別に供花、弔電
- (8) 上記はそれぞれ重複せず、該当上位とする
- (9) 上記弔事に追分会会長、副会長、常務理事等の役員が出席する場合、弔電は省略する。
- (10) その他会長が特に必要と認めた場合・・会長が別に定める（別表）

付 則

この規定は平成7年4月23日から施行する。

この規定は平成20年5月22日から施行する。

この規定は令和6年4月28日から施行する。

別 表

第2条2の(4)

会長が特に必要と認めた場合 会長が別に定める。	<ol style="list-style-type: none">1 名誉師匠、上席師匠、正師匠、師匠が江差追分の普及活動等が認められ、国及び北海道、町からの表彰等を受賞し、祝賀会を開催した場合<ul style="list-style-type: none">・祝電、祝花2 追分会功労表彰等を受賞し、祝賀会を開催した場合<ul style="list-style-type: none">・祝電、祝花3 上記事項の他に会長が特に必要と認めた行事等
----------------------------	--

第2条3の(10)

会長が特に必要と認めた場合 会長が別に定める。	<ol style="list-style-type: none">1 江差追分会特別功労賞、功労表彰賞受賞者2 元理事(師匠会含む)、元監査役3 江差追分踊り保存会会長4 上記事項の他に会長が特に必要と認めた者<ul style="list-style-type: none">・弔慰金 5,000 円
----------------------------	---